

定 款

一般社団法人日本ヒーブ協議会

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条

本法人は、一般社団法人 日本ヒーブ協議会 と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条

本法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

(目 的)

第3条

本法人は、企業等で働く女性である会員が、生活者と企業の双方を理解し新しい価値を創造・提供することで、社会の持続可能な発展に寄与するとともに、その使命と職務に則り資質と能力の向上をはかることを目的とする。また、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 会員のための研究会、講演会等の開催
- (2) 対外的な講習会、セミナー、他団体との交流等の活動
- (3) 出版、広報活動
- (4) 前各号に掲げる事業に付帯または関連する事業

(基金の総額)

第4条

本法人の基金の総額は、金 300 万円とする。

(公告の方法)

第5条

本法人の公告は、インターネット上の本法人のウェブサイトに掲載して行う。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第6条

拠出された基金は、基金拠出契約に定める期日まで返還しない。

(基金の返還の手続)

第7条

基金の拠出者に返還する基金の総額については、定時社員総会における決議を経た後、代表理事が決定するところにしたがって返還する。

第2章 社 員

(社 員)

第8条

本法人の社員(正会員)は企業等に働く女性で本法人の目的に賛同して入会した者とする。

- 2 正会員以外の他の会員の種別及びその資格等は、定款施行規則に定める。

(会 費)

第9条

会員は別途定める定款施行規則に基づく会費を納入しなければならない。

- 2 本法人の目的を達成するために必要な経費は、定款施行規則に基づき支出する。これで不足する経費は各社員が社員総会の決議により負担する。

(入 会)

第10条

本法人の会員になることを希望する者は、入会申込書を代表理事に提出し、理事会の承認を得なければならない。理事会の承認を得られた者は、別途定める定款施行規則に基づき、入会金を速やかに納入するものとする。

(休 会)

第11条

会員が書面をもって代表理事に届け出たとき、別途定める定款施行規則に基づき休会できる。

(退 会)

第12条

会員が各号のいずれかに該当するときは、別途定める定款施行規則に基づき退会とする。退会する会員は会費の未納分をすみやかに納入しなければならない。

- (1) 退会届を書面にて代表理事に提出したとき
- (2) 会費を長期にわたって滞納したとき

(会員資格の喪失)

第13条

本法人の会員は次の事由によって資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡、または、会員が所属する法人が解散したとき
- (3) 除名されたとき

(除 名)

第14条

会員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数によりこれを除名することができる。ただし、その会員に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 本法人の名誉を毀損したとき
- (2) 本法人の趣旨に反する行為をしたとき

(会費の不返還)

第15条

退会または除名された会員は、既に納入した会費、入会金、その他会員としての義務に基づく金品に対する返還請求権、および、本法人の資産に対する分与請求権を有しない。

(会員名簿)

第16条

本法人は、社員の氏名または名称、および、住所を記載した名簿を作成する。

第3章 役員

(役員)

第17条

本法人に理事会を設置し、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上25名以内

(2) 監事 2名

- 2 理事のうち1名を代表理事とする。
- 3 理事と監事は兼任することができない。

(選任)

第18条

理事および監事は、別途定める定款施行規則に基づき社員の中から社員総会において選任する。

(任期)

第19条

理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとする。
- 3 補欠により選任された理事または監事の任期は、それぞれの前任者の任期の残存期間とする。
- 4 理事および監事の再選は妨げない。ただし、連続して再任できる年次数は、別途、定款施行規則に従う。
- 5 理事および監事が辞任した場合、または任期満了の場合においても、後任者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

(解任)

第20条

理事または監事に義務違反やふさわしくない行為があったとき、あるいは職務の執行に耐えられない時は、社員総会の決議により解任することができる。

(職務)

第21条

代表理事は、本法人を代表して会務を総括する。

- 2 理事は、定款施行規則に則り理事会を組織し、会務の執行に関する事項を決定す

る。なお、理事会で決議すべき提案につき理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

- 3 監事は理事会に出席し、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 4 理事会の議事については、議事録を作成する事とし、理事会に出席した代表理事及び監事がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。なお、書面又は電磁的記録により理事会の決議があったものとみなした場合は、その旨を付記する。

(責任限定契約)

第22条

本法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第115条第1項の規定により、非業務執行理事等との間で、同法第111条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第4章 社員総会

(社員総会)

第23条

本法人の社員総会は、定時総会および臨時総会とし、定時総会は毎年4月にこれを開催し、臨時総会は理事会が必要と認めたとき、または社員の3分の1以上からの請求があったときに開催するものとする。

(総会の権能)

第24条

社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画の決定
- (2) 事業報告の承認
- (3) 理事および監事の選任
- (4) 本法人の運営に関する重要事項
- (5) その他の法令で定める事項

(開催場所)

第25条

社員総会の開催場所は、理事会において決定する。

(招集)

第26条

社員総会は、代表理事がこれを招集するものとする。

- 2 社員総会を開催するには、会日の7日前までに、各社員に対してその通知を発せなければならない。

(決議の方法)

第27条

社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを決する。

- 2 社員は代理人により議決権を行使することができる。この場合、委任状は總會ごとに本法人に提出するものとする。

(議決権)

第28条

各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第29条

社員總會の議長は、その總會において社員の中から選任する。

(議事録)

第30条

社員總會の議事については議事録を作り、これに議事の経過の要領およびその結果を記載し、議長および出席した理事がこれに記名押印または署名することを要する。

第5章 会 計

(事業年度)

第31条

本法人の事業年度および会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計書類)

第32条

代表理事は、毎事業年度、次の書類および付属明細書を作成して、定時社員總會に提出し、(3)の書類についてはその内容を報告し、(1)(2)および(4)の各書類については承認を求めなければならない。

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益計算書
- (3) 事業報告書
- (4) 余剰金の処分または損失の処理に関する議案

第6章 定 款 変 更

(定款変更)

第33条

この定款を変更するには、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決権を有する者の賛成を得た社員總會の特別決議によらなければならない。

第7章 解 散

(解散)

第34条

本法人の解散は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決権を有する者の賛成を得た社員総会の特別議決によらなければならない。

(残余財産の帰属)

第35条

本法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の特別決議を経て、しかるべき団体、国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 規 則

(規 則)

第36条

この定款の施行について必要な事項は、この定款で特に定める場合を除き、定款施行規則等で別に定める。

第9章 附 則

(設立時の社員の住所および氏名)

第37条

社員の住所および氏名は次のとおりとする。

住所

氏名

住所

氏名

住所

氏名

住所

氏名

住所

氏名

住所

氏名

(最初の事業年度)

第38条

本法人の最初の事業年度は、本法人設立の日から平成15年3月31日までとする

(最初の理事および監事の任期)

第39条

本法人の最初の理事および監事の任期は、就任後1年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

第40条

この定款に規定のない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令によるものとする。

改正経緯

制定：平成15年2月5日

改正：平成19年4月25日

改正：平成21年4月23日

改正：平成27年4月17日

改正：平成28年4月15日

改正：平成30年4月20日

改正：令和5年4月21日